

瀬戸市国民保護協議会傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸市附属機関等の設置及び運営に関する指針第7に基づき、国民保護協議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席とする。

2 報道関係者席には、報道関係者が報道のために会議を傍聴しようとする場合に、あらかじめ議長に申し出て、その許可を得た者でなければ入ることができない。報道のために映像の撮影、音声等の録音をしようとする場合についても、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴の申込みをしなければならない。

2 前項の申込みは、住所及び氏名を記入した傍聴申込書を議長に提出して行わなければならない。

3 前項の傍聴の申込みの受付は、当該会議の開始予定時刻の30分前から開始し、開始予定時刻の10分前に締め切る。ただし、傍聴を希望する者が傍聴の定員となったときは、その時点で傍聴の申込みを締め切るものとする。

(傍聴人の定員)

第4条 一般席の傍聴人の定員は、10人とする。

(傍聴整理券)

第5条 傍聴を認めた者に対しては、傍聴整理券を交付する。

2 傍聴人は、傍聴席に入るとき又は係員に提示を求められた場合は、傍聴整理券を提示しなければならない。

3 傍聴人は、傍聴を終えて退場しようとするときは、傍聴整理券を返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 凶器、棒、その他人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、傘の類を持っている者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(5) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機、撮影機、パーソナルコンピュータの類を携帯している者（あらかじめ議長の許可を得た報道関係者を除く。）

(6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対し、批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。

- (2) 携帯電話及びポケットベルについては、使用できないよう電源を切ること。
- (3) 写真、映像、音声等を撮影又は録音しないこと。(あらかじめ議長の許可を得た報道関係者を除く。)
- (4) 静粛にすること。
- (5) はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (6) 帽子、えり巻、外とうの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (7) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (8) みだりに席を離れないこと。
- (9) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (10) 前各号に定めるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 議長は、傍聴人がこの要綱に反するときはこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月17日から施行する。